

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会議名	令和7年度 第3回曾於警察署協議会
会議日時	令和8年2月13日（金） 午後2時から午後3時55分まで
会議場所	鹿児島県交通安全協会曾於地区協会会議室
出席者	1 警察署協議会 会長以下 8人 2 警察署 署長以下 8人

会議の概要

1 管内の治安情勢と警察署の取組状況について

2 速度取締り指針の説明

3 諮問・答申

署長から「県警では警察官採用試験の受験者数が減少しており、令和4年度に4.9倍あった倍率が令和7年度は1.9倍と危機的状況となっている。県警ホームページやSNSによる広報活動、学校説明会、オープンキャンパス、県外での採用活動のほか、公務員試験対策が不要なSPI3試験を導入するなどしているが、受験しやすくなっているが、現在まで応募人数が少ないことから、警察官採用募集方策について皆様の御意見を伺いたい。」旨の諮問がなされ、委員から「近所の人や身内など身近な人への広報も大事だと思う。」「警察官のやりがいや魅力を若い警察官が、直接学生に説明してはどうか。」「テレビドラマの影響で、きつそう、つらそうというイメージがあるのではないか。」「白バイに乗りたいたか、小さい頃から良いイメージを与えられるように、まずは接点を持つところから始めてみてはどうか。」「剣道を指導する場で、つながりを生かして募集活動をしてはどうか。」等の答申がなされた。

4 意見・要望等

(1) 委員から「当署管内における狩猟免許取得者の現況及び直近の講習会や受験状況などについて伺いたい。」旨の質問がなされ、警察署から「狩猟免許取得者数等は県の所管であることから、把握できていないが、銃器の所持を受けている方は、当署管内で57人である。これらの方は、3年ごとの更新が義務付けられており、県内各警察署で開催される猟銃等講習会（いわゆる経験者講習）を受講する必要がある。」旨の説明があった。

(2) 委員から「児童・生徒からの相談等はあるのか、どのような相談が寄せられているのか伺いたい。」旨の質問がなされ、警察署から「児童・生徒から直接相談等を受けることは少ないが、保護者や学校関係者を通じて相談を受けることはある。相談内容は学校内での友人間トラブル、異性間トラブルといったものが大半を占めており、関係機関と連携の上、対応している。」旨の説明があった。

(3) 委員から

「警察署管内の現在と過去の犯罪発生件数・内容について教示していただきたい。」旨の質問がなされ、警察署から「曾於市内の犯罪発生件数は、一昨年の170件を除くと、概ね100件前後で推移している。以前は、路上強盗やひったくり、乗り物盗、車上ねらいといったいわゆる街頭犯罪や、住宅侵入犯罪が数多く発生していたが、最近ではストーカー事案や配偶者からの暴力事案、児童虐待事案、インターネット環境を利用したサイバー犯罪、闇バイトを利用した匿名流動型犯罪グループによる強盗、特殊詐欺事案といった新たな治安事象が発生している。県警察としても、社会情勢に対応すべく、新たな犯罪の対策を強化しているところである。」旨の説明があった。

(4) 委員から「街灯が少なく、ライトをつけていない自転車もおり危険ではないか。坂道に木やゴミが落ちていることも多い。曾於市内では、どの付近で事故が多く発生しているか。」旨の質問がなされ、警察署から「管内は、街灯が少ないために夜間になると暗く感じてしまう道路が多いが、街灯を増設することは、警察の所管外であるため、引き続き道路管理者に対して必要な働きかけを実施してまいりたい。無灯火の自転車利用者に対しては、本年4月1日以降、反則金5千円の納付が通告される反則行為として取締りが実施されることから、交通安全対策を徹底してまいりたい。枯れ木

やゴミ等については、パトロール等で交通に支障が生じる状態を認知した際は、道路管理者に通報するなど対処してまいりたい。また、過去5年間に管内で発生した人身事故は末吉交番管内が圧倒的に多く、路線別では国道269号が最も事故が多い状況であった。」旨の説明があった。

- (5) 委員から「還付金詐欺等、高齢者を狙った犯行が後を絶たないが、警察での取組はどのようなことをしているのか。」旨の質問がなされ、警察署から「地域警察官による巡回連絡を介した防犯指導、高齢者が集う集落の会合において防犯講話を積極的に実施するなど広報活動を重点に置いて対策を講じている。その他、市役所本庁舎にある大型ビジョンにおいて詐欺被害防止を訴える啓発動画の放映や市報（広報紙）に詐欺被害の現状と防止策に関する記事を掲載、毎月第4火曜日にそおグッドFMの「しるしる曾於市」という番組で署員が詐欺被害の現状や対策について広報している。引き続き積極的に分かりやすい広報活動に努めてまいりたい。」旨の説明があった。
- (6) 委員から「道路交通法で改正されたこととこれから改正される予定があれば教えてください。」旨の質問がなされ、警察署から「道路交通法の一部改正に伴う交通ルールの変更点については「マイナンバーカードと運転免許証の一体化」、「自転車に対する交通反則通告制度の適用」、「生活道路における法定速度の引下げ」等であり、これらの法改正については、地域の方々の生活に大きく影響するものであることから、警察署では、地域の方々に正しい交通ルールを理解していただけるよう、あらゆる機会を通じた交通講話を実施しているところである。」旨の説明があった。
- (7) 委員から「迷惑電話対策」について質問がなされ、警察署から「迷惑電話対策の基本は、まず知らない電話番号の電話に出ないことであり、その他、留守番電話サービスを活用する、着信拒否サービスを利用する、国際電話対策として、「国際不取扱受付センター」に国際電話の発信・着信の休止を申し込むなどがある。また、スマートフォンについては、警察庁推奨アプリもあるので利用してもらいたい。」旨の説明があった。
- (8) 委員から「大隅中、岩川小の前の通り（学園通り）が、朝の時間帯に抜け道として利用されており、特に大型車がスピードを出して走っている。何か規制を設けることはできないのか。」旨の質問がなされ、警察署から「御指摘の道路については、児童・生徒の通学路として利用する道路であるため、安全確保の観点からも特段の交通安全対策が必要な道路であるが、道幅の狭い道路とは言えず、大型車の通行を禁止することはできないため、道路管理者と緊密な連携を図り、歩行者の安全対策を講じてまいりたい。」旨の説明があった。

備 考	
-----	--